

参考1. 八重山漁業協同組合資源管理推進委員会(以下「委員会」という)について

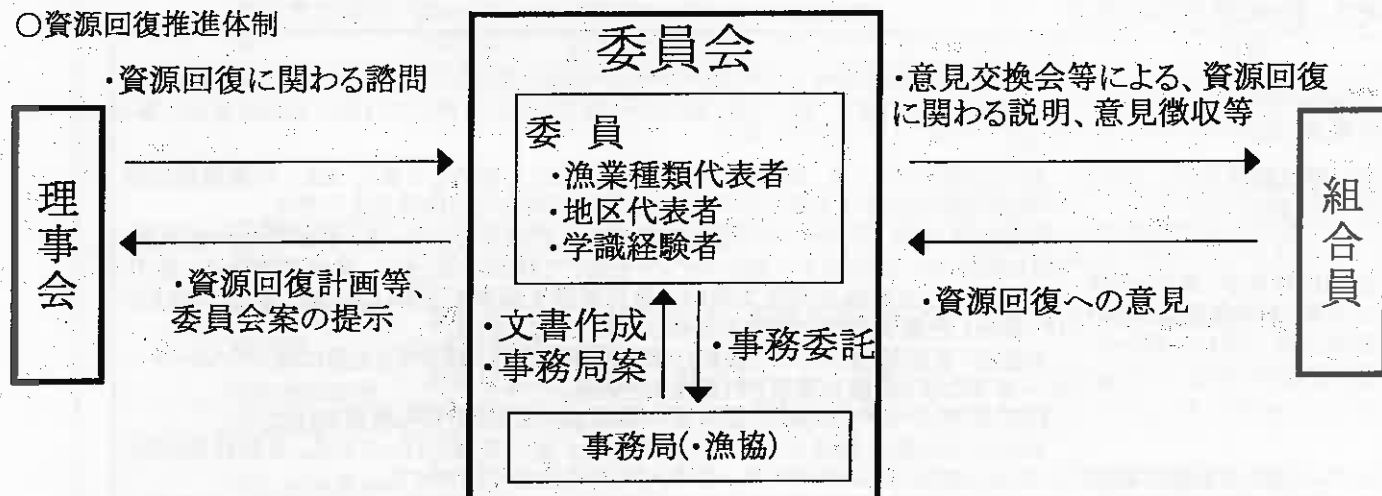
○委員会の目的(委員会規程第1条より抜粋)

資源の回復及び持続的利用を確保する為、組合員の資源管理に対する自主的な取組の推進並びに漁業経営の漁業経営の安定向上と健全なる発展を図る事を目的とし、八重山漁業協同組合の理事会の諮問機関として、委員会を置く。

・事務局(委員会規程第8条より抜粋)

委員会の事務局は組合事務所内に置き、組合総務管理課が書記にあたり、委員会の所承事務について委員を助ける。

○資源回復推進体制



○委員名簿

漁業種類・地区・職	氏名	連絡先
潜水器	砂川 政信	
潜水器	親川 和夫	
刺し網	與儀 正	
カゴ網・定置網	名嘉 正直	
白保地区	新里 昌俊	
小浜地区	小野 英祐	
西表東部地区	金盛 吉宏	
西表西部・鳩間地区	下地 勲	
青壮年部	宮島 克典	
石垣市水産課	金城 安和	82-1529
竹富町農林水産課	波照間 純一	82-6191
沖縄県八重山支庁農林水産整備課	紫波 俊介	82-3043

・事務局名簿

漁協所属部署	氏名	連絡先
会計主任	新城 和彦	82-2448
総務管理課(課長)	伊良部 幸吉	
総務管理課(庶務・漁船保険係)	増田 裕基	
市場販売課(課長)	與那嶺 幸広	

参考2. 体長制限対象魚種の市場取扱名(方言名)と対応する和名

- くさむるー: マトフエフキ, タテシマフエフキ
- 白魚: フエフキダイ科シロダイ属
- タマン: ハマフエフキ
- たこくえみーばい: ナミハタ
- ぶだい類: ブダイ科
- くちなぎ: イソフエフキ, ハナフエフキ
- だるまー: ヨコシマクロダイ
- ゆだやー: マダラハタ
- はやー: ヒトミハタ, ヒレグロハタ, シロブチハタ, キビレハタ, スミツキハタ等マハタ属のまだら模様のある種
- 長尾ミーバイ: バラハタ, オジロバラハタ
- まくぶ: シロクラベラ
- あかじん: スジアラ属(スジアラ, コクハンアラ, オオアオノメアラ)

参考3. 禁漁区域の位置(a～dに囲まれる点)

	カナラグチ		ユイサーグチ		ケングチ		インダビシ		鳩間西	
	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経	北緯	東経
a	24-18'54	124-10'08	24-16'52	124-09'43	24-13'12	124-02'17	24-26'10	123-50'40	24-28'50	123-48'06
b	24-18'24	124-10'22	24-16'19	124-09'42	24-12'54	124-01'47	24-26'23	123-50'07	24-28'17	123-47'54
c	24-18'54	124-09'17	24-16'59	124-09'50	24-13'51	124-01'52	24-25'30	123-50'02	24-28'25	123-48'33
d	24-18'22	124-09'16	24-16'28	124-09'41	24-13'32	124-01'24	24-25'46	123-49'30	24-28'40	123-48'33

参考4. 計画運用のQ&A

項目		運用
1	体長制限未満の魚を取った場合、どうするのか	刺し網・釣り等採捕時サイズ選択できない漁法を想定していると思うが、体長制限未満の魚は自家消費し、さしみ屋・飲食店へ販売は禁じ、決して外部に流通させない事とする。
2	刺し網は資源管理に適さないのではないか。	適切な運用を行う為、網漁業者からは漁獲状況を報告して貰う。また、今後漁協全体で網の枚数を制限する等、効率の良く、資源管理出来る網漁業を目指す。
3	流通販売業者(刺身・仲買人対策)が体長制限未満・禁漁区域で捕れた魚を売るのではないのか。	周知は全仲買人に対して市場販売課が協力要請を行っている。資源管理計画実施後は新聞・テレビ・ポスター等のメディアを通じて周知する。また、県漁連市場にも協力要請を行い、当漁協共同漁業権内の体長制限未満魚を上場しない様、業者に呼びかけ、違反した業者へは注意文を送付して貰う予定である。 漁協が「資源管理ブランド(仮称)」認定基準を定め、認定できる店には、ポスター・シール等により非協力業者との差別化を図る。 認定基準については未定。認定者へは漁協による抜き打ち検査を行う。
4	レジャー船・遊漁船が体長制限未満・禁漁区域で捕れた魚を売るのではないのか。	周知は全漁協水揚者に対して市場販売課が協力要請を行っている。資源管理計画実施後は新聞・テレビ・ポスター等のメディアを通じて周知する。 又、漁船・遊漁船登録、漁業許可の際、資源管理計画内容の分かる書類を手渡す。 漁協が「資源管理ブランド(仮称)」認定基準を定め、認定できる船には、シール等により非協力業者との差別化を図る。 認定基準については未定。認定者へは漁協による抜き打ち検査を行う。
5	船は禁漁区に入っても良いのか。	入ってはいけない(航行も行わない)。禁漁区に入っている船に対して注意を行う場合は入っても良いが、事後漁協総務管理課に連絡して貰いたい。
6	ダイビング船・レジャー船などトラブルが起きた場合はどうするのか	その都度漁協総務管理課に報告して貰いたい。 今後は漁協が八重山地区海面利用協議会等でダイビング船・レジャー船団体等と適切な漁場利用について話し合い、ルール作りを行う。 ルール作りを行うにはトラブルの記録が非常に重要である為、面倒がらずに総務管理課へ連絡して欲しい。(資源管理に関する事以外でも)
7	体長制限・禁漁区域で違反者に対し、罰則を設けないと意味がないのでは	組合員に対しては、H21年度から罰則を適用。罰則の内容は今後委員会内で検討する。 組合員外に対しては現在は罰則を設ける事が出来ない。しかしながら市民・町民の同意が得られれば、市民・町民を対象に「沖縄県海区漁業調整委員会指示(以下「指示」という)より罰則を設ける事が出来る可能性がある。 「指示」に違反した者はまず、「知事命令」を言い渡され、従わない場合は1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金又は拘留もしくは科料となる。 又「指示」されれば、漁連市場への水揚げを禁止出来る可能性がある。
8	「指示」は必ず実現できるか	必ず出来るとは限らない。 「指示」は対象者(漁業者、漁業者以外)が漁場利用を行う者が共存し、調和ある発展ができる様、公平客観的な内容を求められる。 よって組合員以外の海を利用する者へ広く十分に周知し、説明会等で十分な意見交換を行い、対象者が納得しなければ、「指示」を行う事は出来ない。 しかしながら当漁協は組合員自ら先頭に立ち、資源管理を推進する事により、組合員以外からも理解を得ようと考えている。
9	体長制限・禁漁区域の変更は可能か	変更は可能。 2月に開催する意見交換会にて意見を述べて貰い、納得いくまで議論したい。解決できなかった場合はその後委員会にて再検討し委員会案を作成し、後日第2回意見交換会にて委員会案を元に意見を出した者とお互い納得いくまで議論を行いたい。
10	資源管理に対する代替収入はないのか	・漁法対策 漁協は各種養殖業を推進しているので、漁協総務管理課へ連絡して貰いたい。 ・魚価向上対策 市場販売課にて加工事業を強化しており、急速冷凍等を活用し、資源管理対象魚種を中心に指値買取を行い、魚価の底上げを順次行う予定。
11	計画実施後、資源管理について意見を述べたい時はどうすればよいか。	担当地区・漁法の資源管理委員、もしくは漁協総務管理課へ連絡して貰いたい。

参考5. 資源管理進捗概要

年	月	日	会議名等	内容
17	10	21	資源管理報告会	漁業者に資源状況について認識を深め、漁業者の意志で資源管理推進の場を設ける事を目的に、資源管理報告会を開催。漁業者13名、漁協職員4名を集め、海老沢・太田研究員の協力により八重山海域沿岸水産資源状況と、他地域資源管理の現況報告を行い、意見交換及び懇親会を行った。懇親会では「クチナギは実際は増えてるが、値段が下がって儲からないから獲らないだけ」という漁業者もいたが、殆どの漁業者がクチナギもそれ以外の資源も減少している認識があり、資源管理に関する関心も深かった。 懇親会にて漁業者が資源管理について真面目に考えなければならない時期に来ており、漁協内で今後の資源管理するかしないか、するのであれば内容を吟味する委員会を作らないかという呼びかけを行い、漁協・漁業者ともに賛同を得、その委員長に砂川政信氏が選ばれた。
	11	15	急速冷凍魚試食会	砂川委員長、自主的に体長制限を行っている電灯潜り研究会の会長他12名他・漁協職員・市職員にて開催。資源管理委員会の設置と、資源管理による漁獲高減少対策のため、底値を設定し急冷魚として加工することについて、同研究会総会で説明する事を了承して貰った。
	11	20	青年部資源管理視察	委員長を含む青年部員7名、漁協市場販売課長と羽地漁協にて資源管理活動について意見交換を行った。
	11	25	電灯潜り研究会忘年会	委員会設立と急冷魚の説明を行った。両取り組みに対しては賛成だったが、「さしみ屋に販売すると安心して魚が少ない時期に魚価があまりあがらないのでは」等の問題点も指摘された。
	12	2	青年部視察報告会	青年部員・漁協職員を集め、青年部視察報告会を行った。資源管理活動を視察したため資源管理への関心が深く、委員会に青年部からも委員を出し、資源管理活動にも協力する事となった。
	12	8	資源管理委員、急冷商品打ち合わせ	委員長・漁協職員・市職員と協議し、委員は漁業種類の代表と青年部、白保・小浜・西表、県・市・町から選定する事を了承。
18	1	29	白保新年会	委員会の説明と新里氏の委員就任依頼を行い、同意を得た。
	3	10	委員会	委員選出と資源管理実施の問題点の意見交換に終わる。次回は試験場から資源の現況と、各種資源管理方法の説明をすることになった。 ・漁獲サイズはプレジャー船の方が小さいサイズを取っている。プレジャーへの周知をする必要がある。また、漁業者以外に協力して貰うには、何らかの法制化が必要では ・個人冷凍業者にも協力が必要 ・クチナギの資源管理を踏まえ、資源管理するならば監視を徹底しなければならない。 ・体長制限は20cmと大まかに決めるのではなく、魚種ごとにもう少し細かい数値をした方がよいのでは？ ・刺し網は行使規則の制限枚数を取ったとしても、手が回らずに結局魚を捨てている人がいるので、制限枚数を減らしても良いのではないかと。
	7	28	委員会	次の委員会までに各委員が各業態・地域の組合員に対し資源管理への意見を聞くための説明(市場課長:漁協の体長制限の現況、海老沢・太田研究員:資源状況・管理方法)を行った。「資源管理方法はある程度強制力がないと、管理しきれないのではないか」「現在の漁業調整規則を観光客に対して周知して貰いたい」との意見が出された。
	8	23	漁業調整規則パンフ・ポスター掲示	委員長・市職員と共に空港・市港湾課・船舶会社にて漁業調整規則パンフを張り出した。離島の委員へ漁業調整規則パンフを送付し、離島ターミナル・民宿等に張り出した。
	9	8	第3回委員会	資源管理方法について、体長制限および禁漁区を設定する事に。体長は尾叉長基準、スジアラ:40cm、マクブ45cm、ヨコシマクロダイ・マダラハタ・ナミハタ・ハヤー(ヒレグロハタ等)・バラハタ:25cm、メイチダイ属・ハマフエフキ・ナミハタ・ブダイ科:20cm、クサムルー:18cm未満、禁漁区は前回の資源管理の4カ所とカララグチを加えた計5カ所を基本に設定する方向へ。
	12	15	委員会	体長制限・禁漁区は前回同様。 委員の前提条件である、当方から委員会にて決定した事を地元各委員は漁法・地域にてしっかりと説明し、意見を徴収するよう求めたが、難しいという回答で、その代わり漁協から説明会(委員・普及員・研究員同行)を各漁法・地域で開くこととなった。 また、県水産課島田班長から海区漁業調整委員会指示の説明を受け、漁業者以外にも規制効力のある「指示」を出すには、漁業者以外への十分な周知・説明・同意、海面利用協議会での同意が必要ということであった。